

# 第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
01	4	総論	8050問題について、障害当事者にはひきこもりも多く、自分が亡くなった後に子供がどのように生きていくのかという不安を抱えている家族も多い。積極的なアウトリーチを実施し、切れ目のない福祉と相談支援の提供を行ってほしい。	障害者をはじめ、高齢者、子育て、就労、ひきこもり等の複合的な課題や制度の狭間の課題を解決していくため、重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)に移行して、アウトリーチによる相談支援を実施するなど、各分野が連携して総合的に対応できる包括的な相談支援体制の構築を図る市町の取組を支援していきます。(P77)	
02	5	総論	①総括目標の「安心感の差を埋める」という点や、「基本理念」、「目指す姿」は素晴らしいことで、前向きに取り組んでほしいところであるが、国が示している令和6年度の報酬改定案で本当に実現していけるのか疑問である。	県では、報酬改定による処遇改善加算などについて周知を図り、障害福祉サービスに係る人材の確保やサービスの質の向上に努めることとしています。 総括目標の達成に向けて、プランに位置付ける様々な施策を展開し、すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指してまいります。	
		総論	②人手不足・親亡き後への課題は、努力だけでは対応が難しく、「一緒に暮らしていける」には、まずは、基本的な現状をしっかりと見つめ直すこと、さらなる制度拡充の必要があると感じる。報酬への対策を講じる等、県独自でもできる事があるのではないか。	障害福祉サービスの報酬制度については、法令及び国の報酬告示で規定されており、広島県独自の報酬とすることは困難であり、障害福祉サービス制度や報酬の課題について、毎年度、国への要望活動を行っているところです。	
03	5	総論	①地域への障害理解を深めていくべきだと感じており、差別解消に向けた取り組みは前向きに、取り組んでいきたい。	県としても、「あいサポート運動」における取組等を通じて、障害者差別解消法の理解促進のための出前講座等を実施してまいります。(P16)	
		総論	②小さいときから一緒に学ぶ場はとても大切で、形だけではなく、特別支援学級・通級支援の支援拡充等、本当の意味合いでのインクルーシブ教育を目指して、取り組むべきである。	障害のない子供と障害のある子供とが、可能な限り共に学ぶことを目指し、一人一人の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な学びの場の充実、及びそれぞれの学びの場での児童生徒が交流及び共同学習できるよう取組を一層推進しています。	
04	5	総論	デジタル技術の進展に対応するため、障害のある人の意思疎通の向上、またICT化など、前向きに進めていきたいと考える。	ICT化やデジタル技術の進展等、時代の流れに沿った障害者施策を実施してまいります。	
05	5	総論	早期発見・医療機関について、1人で受診に行けない方や説明の理解が難しい方には、サポート体制自体が充実していないと、受診すら難しい現状があるため、安心できるサポート体制を充実してほしい。	安心できるサポート体制の充実のため、日頃のサービス利用時から、訪問介護担当者との信頼関係を構築することが重要と考えます。移動支援や訪問介護などの障害サービスの提供にあたっては、対象者の障害の特性に配慮して、きめ細やかな対応に努めます。	
06	5	総論	①現状でも、人材不足により、適切かつ丁寧な支援をすることが難しくなっているため、慢性的な人手不足を踏まえ、親亡き後への不安をどのようにサポートしていくのか不安である。	障害の重度化・障害者の高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える提供体制として、地域生活支援拠点等の整備を進めています。 今後も引き続き、市町が地域の実情を踏まえた整備をができるよう、アドバイザーの助言等により支援してまいります。	
			②生活介護の支援員やヘルパー不足については、報酬改定案で基本報酬の減算もあり、特に不安である。人材育成・研修実施はもちろん、勤務継続への評価などの報酬制度があれば、前向きに取り組んでいけるのではないか。	生活介護については、利用定員、開所時間及び利用者の障害程度区分が細分化される予定です。一律に報酬が下がるわけではなく、より事業所の運営状況を細かく評価されることとなりました。	
07	5	総論	ユニバーサルデザイン・災害対策の強化など、生活への不安を解消していく為の各施策は、地域と連携しつつ、前向きに進めていく必要があると考える。	本計画に定めている施策を中心に、必要に応じて市町と連携しながら取組を進めてまいります。	
08	7	総論	特に、中山間地域においては、市町や地域の福祉事業所の社会資源だけでは、障害のある方の地域生活を支えていくことは困難であるため、市町のみでの整備が困難な場合には、県として、迅速な支援や広域的な事業を実施し、社会資源が枯渇し、福祉サービスが提供できない地域を無くしてほしい。	県は、研修による介護人材の育成を促進すること、限られた福祉人材を有効に活用することが可能である共生型サービスの参入促進を図ること等により、指定事務を行う市町やサービスの提供を担う事業者等と連携した福祉サービスの提供に取り組んでまいります。	
09	7	総論	発達障害の場合、企業がどのような合理的配慮を実施するのかわかりづらいため、障害者の特性に応じた合理的配慮の実施について、就職を支援する立場の人材と企業で情報交換をしっかりと行ってほしい。	県が取り組む「あいサポート運動」では、企業・団体における障害特性等の理解促進を図るため、出前講座等の研修実施や啓発活動等を行っています。その中には、障害者差別解消法に規定されている「合理的配慮の提供」についても含まれており、今後も引き続き、広く企業・団体への啓発等に取り組んでまいります。	
10	9	総論	広島圏域に人口配分が偏っているため、実質的な生活圏域に合わせ、障害保健福祉圏域の見直しを行ってほしい。	障害保健福祉圏域は、保健、医療、福祉の総合的な連携を図るために、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏域」及び老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人福祉圏域」と同じ圏域とし、各圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。 広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備していくため、分野間での連携や情報交換を行い、実情に合わせた圏域の検討を行ってまいります。	
11	9	総論	障害保健福祉圏域の設定については、実際に福祉サービスを日常的に利用する際のアクセシビリティについて、検討を行なった上で社会資源の整備を行う必要がある。 また、障害保健福祉圏域の中で整備されることが必要な福祉サービスと市町単位で整備が必要な福祉サービス、障害保健福祉圏域の中での距離的要件などをしっかりと勘案し、市町との調整や必要な援助を行った上で、県内何処で生活していても同水準の福祉サービスが提供できる体制整備を行うことを基本に県計画の策定を行ってほしい。	障害保健福祉圏域は、保健、医療、福祉の総合的な連携を図るために、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏域」及び老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人福祉圏域」と同じ圏域とし、各圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。 障害福祉サービス等の種別によっては、この圏域内においても、市町を超えた利用が難しい場合があるため、引き続き、市町と連携し、地域の実情やニーズを把握するとともに、分野間での情報共有を図り、必要に応じて、県の策定する計画へ反映してまいります。	

## 第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
12	14～15	第2章 I-1-(1) 子供の頃からの理解促進	障害のある人等を取り上げた教材を使った学習や研修等の実施は、これまでの取り組みを繰り返す内容となっているため、これらの取組よりも、まずは、特別支援学級との交流機会、その学級で通常級の児童・生徒が学習補助等を経験する機会、実際に介助する機会を設けること等に取り組みべきである。	特別支援学級とそれ以外の学級間、及び小中学校等と特別支援学校間において、児童生徒等の交流や共同学習等を実施しています。 また、小中学校等においては、障害者支援施設における利用者との交流や介護体験等を通じ、児童生徒等が地域社会の中で障害のある人と助け合うことを学ぶ機会を創出することとしております。 こうした取組を通じて、障害のある人となない人がお互いの理解と認識を深め、他者の個性を尊重する態度や協調性を育ててまいります。	
13	15	第2章 I-1-(1) 子供の頃からの理解促進	インクルーシブな社会をどのように実現するのか見えてこない。	本計画に位置付けるあいサポート運動やバイアスの解消に向けた取組等、様々な施策を総合的・計画的に推進し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることのない、安心感を持って暮らすことのできるインクルーシブ社会の実現を目指してまいります。	
14	15	第2章 I-1-(1) 子供の頃からの理解促進	「障害の特性を知り」という表現が何度か出てくるが、各人で解釈が異なるため、「障害の定義等、その障害の特性を知り」という表現に変更してほしい。聴覚障害の定義は対人意思疎通や情報取得が困難であること等である。	本計画における「障害の特性」という言葉は、障害の特徴や個性等の広い意味で使用しています。また、特定の障害種別の方を指して表現しているものではありません。 なお、聴覚障害等、特定の障害種別に係る記載の場合は、その旨がわかるように表現を工夫しています。	
15	15	第2章 I-1-(1) 子供の頃からの理解促進	障害福祉担当部局と教育委員会とが「連携して」という記載を「定期的に会合して」に修正してほしい。	「連携」には、「会合」も含めた幅広い意味で記載しておりますので、計画記載のとおり、障害福祉担当部局と教育委員会で地域社会の中で障害のある人と助け合うことを学ぶ機会の創出に向けた取組を進めていきます。	
16	15	第2章 I-1-(1) 子供の頃からの理解促進	「障害について理解するだけでなく」という記載を「障害の定義を知り」に修正してほしい。	「県民の皆様が障害の定義を知った上で、手助け等の行動に移せるように施策を実施する」という趣旨ではなく、「県民の皆様が理解するだけでなく、さらに行動に移せるような施策を実施する」という趣旨で記載しています。	
17	17	第2章 I-1-(2) あいサポートプロジェクトの推進	行政窓口でヘルプマークを出しても、理解してもらえなかったという話を伺ったことがあるので、まずは、行政窓口の方へのヘルプマークの普及啓発をお願いしたい。	引き続き、行政機関を含めて、ヘルプマークの普及啓発に取り組んでまいります。	
18	17	第2章 I-1-(2) あいサポートプロジェクトの推進	「ヘルプマーク」について、県は「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方」への配慮や援助を周囲に求めるといった説明をしているが、自活して社会参加する知的障害や精神障害の方が困った際に、周囲に助けを求めやすくする手立てとして利用されることが増えていると聞いているため、広報する際に利用想定として記載している障害の範疇を拡充し、説明していくことが必要である。	ヘルプマークは「配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方」の使用を想定していることから、ご意見いただいた例示のほか、様々な使用理由が考えられます。このため、今後も情報収集に努め、ホームページ等による普及啓発を実施してまいります。	
19	20～22	第2章 I-2-(1) 障害者虐待の防止	障害者虐待の「現状」においては、虐待の内容にも触れ、障害者福祉施設従事者等による虐待件数がこの5年で大幅に増えていることについて、事態を重く受け止める文章を付け加えた方がよい。その上で、障害者関係団体等が推薦する者を国が実施する研修に参加させた後に、県として何を実施するのかを明記してほしい。 また、相談支援事業所と市町がどのように連携するのかについては、具体例を示していただかないと、方向性が見えない。	障害者虐待の内容については、国の調査に回答する形で被虐待者の障害特性や虐待の態様、被虐待者との関係等の詳細な項目について、全国の都道府県の状況が公表されており、この調査を元に広島県の状況について分析した資料をホームページで公表しています。 これらの詳細な統計資料は、国・県が行う研修や啓発資料等の内容に反映させるものです。 また、障害者福祉施設従事者等による虐待の届出件数や認定件数の増加についての要因は様々であり、現状のみを記載しています。 国の実施する研修は、都道府県・市町村において、障害者虐待の防止、権利擁護に関する指導的役割を担う者であって、各自治体を実施する障害者虐待防止・権利擁護研修事業の企画立案担当者、講師、ファシリテーター等となる者を対象として開催されており、受講者には、県が障害福祉サービス事業者等の知識やスキルの向上のために開催する研修の講師やファシリテーターを務めていただいています。 県においては、相談支援事業者(相談支援専門員等)に、虐待の早期発見や市町との連携の重要性について周知を図ることとしております。	
20	20	第2章 I-2-(1) 障害者虐待の防止	閉鎖的な精神科病院における医療保護入院のような、非自発的入院の場合などにおいては、外部との交流等、患者本人が安心して発信できる仕組みの構築をお願いしたい。	精神保健福祉法の改正により、第三者である訪問支援員が精神科病院の入院患者を訪問し支援する入院者訪問支援事業が都道府県等の任意事業として法定化されたところであり、まずはモデル事業として実施し、効果検証等も行いながら取り組んでまいります。	
21	22～23	第2章 I-2-(2) 権利擁護の推進	国は意思決定支援に関する研修の標準プログラムを示しているが、広島県ではこの研修が毎年実施されていないので、現状にその内容を示してほしい。	次期計画における取組として、関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援・身上保護に関する研修の開催等により、必要な人材の確保と質の向上に取り組めます。	
22	22	第2章 I-2-(2) 権利擁護の推進	障害者基礎年金しか収入の無い者が「かけはし」を利用するには利用料金が高すぎる。利用料金を含め、より使いやすい制度にしてほしい。	福祉サービス利用援助事業(かけはし)について、サービスの質の向上を図るため、生活支援員や専門員の担い手の確保や研修開催による対応力の向上及び関係機関の連携体制づくりに向けた支援に取り組めますが、利用料金については、実施主体(社会福祉協議会)の判断に拠るところであり、県の間与等は難しいことについて御理解をお願いします。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
23	24	第2章 I-2-(3) 選挙等における配慮	取組の方向性における「政見放送へ字幕の付与を～」という記載を「政見放送へ手話・字幕の付与を～」に修正してほしい。	<u>御意見を踏まえて、次のとおり、取組の方向性に追記します。</u> 全国の都道府県選挙管理委員会で組織する都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、不在者投票のできる施設の対象施設の拡大や重度の視覚障害者などを郵便による不在者投票の対象とするよう、障害の状況に配慮した投票制度の整備や全ての政見放送への手話通訳・字幕の付与を要望していきます。	24
24	25～26	第2章 II-1-(1) 就学相談支援体制の確立	①課題において、「障害のある幼児児童生徒の増加、教育的ニーズの多様化を踏まえ、保護者に対する適切な情報提供を行うとともに、就学先決定を適正に行うため、市町教育委員会の専門性を更に高めていく必要があります。」と示しているため、現状に「障害のある幼児児童生徒の増加、教育的ニーズの多様化」に対応できなくなっている状況を示す必要があるのではないか。 また、保護者に対する適切な情報提供については、現状において、通級指導教室のニーズが高まっていること、課題において、通級指導教室の選択肢と提供内容が地域によって格差が生じていることの記載が必要ではないか。	教育的ニーズの多様化に対応できなくなっている状況を示すための根拠となる調査を実施していないため、記載することはできませんが、障害のある幼児児童生徒は年々増加しており、小中学校等における通常の学級、通級における指導、特別支援学級や特別支援学校といった、連続性のある多様な学び場の用意に努めているところです。 障害のある幼児児童生徒の増加に伴い、教育的ニーズも多様化してきていることから、就学先決定に当たり、保護者に対する適切な情報提供や、適正な就学先決定を行うための市町教育委員会の職員の専門性を更に高めていくことが課題と考えております。	
			②課題には、「障害のある幼児児童生徒の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるように、合理的配慮及び必要な支援が提供される状況を一層推進する必要があります。」とあるが、それに関する取り組みの方向性が示されていない。	取組の方向性に記載のとおり、障害のある幼児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼・小・中・高等学校に対して助成していくよう考えています。	
25	26～27	第2章 II-1-(2) 幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備	特別な支援を必要とする幼児児童生徒＝特別支援学級在籍者＋通級による指導を受けている児童生徒といった印象を受ける文面になっているが、特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、通常学級にも多く、そこで対応できる配慮により発達することができる子供も多いということを今回のプランから取り上げてほしい。	本プランにおいては、特別な支援学校在籍者及び通級による指導を受けている児童生徒に限らず、特別な支援を必要とする幼児児童生徒を対象としています。	
26	27	第2章 II-1-(3) 教職員等の専門性の向上	子どもたちの発達をさまざまな視点から評価していくことの有効性を認め、学校卒業後時点の進路だけでなく、さらにその先の暮らしを考えた特別な支援を実施していく必要がある中で、今回示されている現状、課題、取り組みの方向性は、教育分野だけで完結しようとしている内容しか示されておらず、特別支援教育における教員免許のことに終始した内容となっており、これまでの5年間からの進展がないように思う。 また、発達障がいのある児童・生徒の増加に伴い、発達障がいに対応する専門家の育成は急務であるが、育成する指導者と育成する機会が不足していることは課題としてあげられるのではないか。	県教育委員会としては、発達障害等、学習面や行動面で何らかの困難を示す幼児児童生徒に対する支援を進めていくため、より多くの特別支援学校及び小・中学校等の教員が早急に特別支援学校教諭普通免許状を取得できるよう免許法認定講習を実施するとともに、市町の特別支援教育の中核的な役割を担う人材を養成することで教職員等の専門性の向上に取り組んでまいります。	
27	28～29	第2章 II-1-(4) 特別支援学校の充実	①特別支援学校高等部の一年生から支援が受られるよう、2025年までに開始予定の「就労選択支援」について本文で触れてほしい。障害者雇用＝職に就いた数といった数値ばかりが先行しているが、仕事以外の生活スキルや余暇を楽しむ力が、就労継続に結びついているという現実を理解し、ビジネススキルや技能の向上に目を向けるだけでなく就労支援を行うとともに、これを考慮した文章にしてほしい。	就職支援教員は、生徒に対して余暇の過ごし方等も踏まえた指導を実施するとともに、職場定着の視点も踏まえた就職支援を実施しており、引き続き取り組んでまいります。 また、国が創設する「就労選択支援」については、現在基準等が検討されており、その中で、特別支援学校在籍者も実施可能とされています。この制度は特別支援学校に限るものではないため、「就業機会の拡充と雇用促進」の項目の中で、「制度が円滑に実施できるよう、関係機関と連携して事業者参入に努める」ことを記載しています。(P34)	
			②医療的ケアの子どもについては、義務教育期間において、合理的配慮の下、毎日通学することも選択できる体制を整えてほしい。	本プランには、「日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、安全かつ適正な医療的ケアの実施体制の整備を図っています。」と記載しています。 県立特別支援学校では、各校の状況に応じて看護師を配置することで、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が学校に通うことができる体制を整えています。 また、各市町の小中学校においては、設置者である各市町教育委員会に医療的ケアの実施体制の整備について助言を行っています。	
			③特別な支援を擁する子どもが増大している中で、特別支援学校の在籍児童生徒はほぼ横ばいの状態となっている。知的障害のある子どもが増えていると記述されているが、微増であり、増えているとまでは言えない数値であるため、この表記は不要ではないか。	この項目については、「特別支援学校の充実」について記載されている箇所であり、知的障害以外の障害種別(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱)の特別支援学校では在籍者数は横ばいであるのに比較して、知的障害特別支援学校では、在籍者数が年々増加している状況です。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
28	28~29	第2章 II-1-(4) 特別支援学校の充実	課題の「専門的な指導の充実、特に、職業的自立を促進する取組の充実を図る必要があります」という記載を「専門的な指導の充実、特に、手話を母語とする聴覚障害児への指導スキルの充実・職業的自立を～」に修正してほしい。	県教育委員会では、幼児児童生徒一人一人の障害の種別・程度、発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実を図る必要があると考えており、特に職業的自立を促進する取組の充実を図る必要があります。聴覚障害児に限らず障害のある幼児児童生徒に対して、職業的自立を促進する取組を行ってまいります。	
29	29	第2章 II-1-(5) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	障害者、特に知的障害、発達障害の方が生涯を通じて学ぶ機会は少なく、行事やイベントではなく、公立大学や公民館、その他の公的機関で定期的実施する学習の機会に着目し、その取り組みの方向性を示してほしい。	障害者の生涯学習支援に関する模範的な取組や、障害のある方も参加できる講座等の情報を収集し、県教育委員会ホームページ等で広く県内へ発信します。	
30	4、 30~31	第2章 II-2-(1) 企業等の理解促進	精神障害者の雇用率は他の障害と比べて極端に低くなっている。特に発達障害者は就職率が低く、離職率が高い現実がある。就労定着支援は就職してから6か月後から始まることになっているが、この間、企業は発達障害者を雇用するに当たって必要な配慮や工夫等がわからず、当事者及び企業の双方が苦勞している現実がある。 この6か月間の支援について、市や県の条例で定めてほしい。難しいのであれば、国に働きかけて実現してほしい。  (同趣旨の意見1件)	障害福祉サービス制度の就労系サービスでは、一般就労への移行及び移行後6か月までの定着支援は就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業所が障害者就業・生活支援センター等の関係期間と連携して行い、6か月を経過して以降の定着支援を就労定着支援事業所が行うこととされています。 なお、県の基準条例で、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の運営基準に「利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。」と規定されています。 なお、本文では「一般就労への移行や職場定着支援を一層推進するため、引き続き、就労移行支援サービスや就労定着支援サービスの提供体制の確保に努めるとともに、新たに創設される就労選択支援サービスを円滑に実施できるよう、関係機関と連携して事業者参入に努めます。また、障害者就業・生活支援センターが中核的な役割を果たせるよう、市町や就労選択支援事業所等の障害福祉サービス事業所との連携強化を図ります」と記載しています。	
31	30~31	第2章 II-2-(1) 企業等の理解促進	①企業の雇用促進のために、まずは、各市町における障害者雇用を進めてほしい。	厚生労働省広島労働局において、例年管内市町の法定雇用率を公表し、注意喚起をしているところです。 これを受け、県としても市町人事担当課対象の会議等で法定雇用率の達成に向けた計画的な採用について要請しています。	
			②就労継続支援B型事業所においては、固定的かつ内職の延長のような作業メニューしか提供できていない事業所が多いため、行政において、主体的に仕事の創出を行ってほしい。企業、官公庁等と事業所側の橋渡しとしての役割を行政が担うことも取り組みの方向性に記載してほしい。	行政の取組としては、広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでおり、令和4(2022)年度の実績額は、市町・独立行政法人分と合わせて約3億6,360万円となっています。 今後とも、優先調達方針を県全体で共有、周知し、優先調達の執行体制を確立し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。 また、「共同受注窓口」については、県の委託事業として実施しており、今後とも、企業、官公庁等への積極的な働き掛け、受注確保、販路開拓、マッチング等の取組による事業所の受注拡大への支援を行ってまいります。	
32	30~31	第2章 II-2-(1) 企業等の理解促進	障害者の積極的な雇用について、引き続き、経済団体へ要請してほしい。 また、障害ごとに雇用にあたっての必要な配慮等が違うので、障害者団体がまとめた注意事項等を活用し、周知してほしい。	令和5年度も県内の6つの経済団体に対して、障害者雇用促進の要請を行いました。 障害ごとの注意事項等の資料を提供いただければ、機会をとらえて周知を行って参ります。	
33	30	第2章 II-2-(1) 企業等の理解促進	障害種別によって障害者雇用の状況は異なり、雇用されても、本人の意図しない就業時間の設定や賃金格差、期限付きの雇用等の問題が見受けられる状況があるため、こうした実態に向き合い、一般就労を希望する障害者が就労に結びつきやすくなる取り組みの推進や就労する際に不利益が生じることのないような企業等への働きかけを強めてほしい。	法定雇用率については、精神障害者の短時間労働者の算定特例等を通じて、雇用を促進しています。 県では、精神障害者雇用をテーマにした企業向けの障害者雇用セミナーを実施して、雇用ノウハウの周知を図っています。 ハローワークにおいても精神障害者雇用トータルサポーター等を設置して支援を行っています。 労働問題については、事案の内容に応じて、関連の相談窓口へ御連絡ください。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
34	31	第2章 II-2-(1) 企業等の理解促進	①精神障害者の特性に配慮した雇用の促進、特に精神障害者の定着率が下がっていることに対して、さらにきめ細かな取り組みを行ってほしい。雇用側の都合による配置転換や上司の異動により配慮内容が変わることがあるとよく聞く。ジョブコーチ制度は障害者本人に周知され、活用されるようになると定着も進むと思う。	精神障害者雇用をテーマにした企業向けの障害者雇用セミナーを実施するとともに、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター(ジョブコーチ等)による支援を行っています。ジョブコーチ制度は、所管する広島障害者職業センターのホームページや毎月2回開催している利用者説明会(ガイダンス)を通じて支援内容を紹介しているほか、ハローワークにて障害者が求職・就職する際に周知を行っており、県としても企業向けの障害者雇用セミナーやパンフレット等を通じて更なる周知を図ります。労働問題については、事案の内容に応じて、関連の相談窓口にご連絡ください。	
		第2章 II-2-(1) 企業等の理解促進	②工賃向上のための取り組みについて、現状では、就労継続支援B型事業所において、生活保護を受けながら一人暮らしを行っている精神障害者は、多くても1万円前後の手取り及び食事の提供を受け、親の仕送りで一人暮らしを行っている障害者では、7万円前後の手取りとなっているが、どちらにしても中途半端な支援となっている。個別支援計画の作成において、障害者本人の願いは反映しているのか。  また、事業所の場合、まずは、障害者にかかわるスタッフの質が良質で均一であることが求められる。そのためには、事業所に働く職員の賃金も含めた待遇の改善が図られる必要があると考える。	就労継続B型事業所では、就労、生産活動に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など、就労や生産活動につなげるための支援を行っており、利用者が事業所で働いて得る対価が工賃となります。各事業所では工賃向上計画を作成することとしており、利用者の個別支援計画などを勘案し、各利用者の工賃目標の達成に向け取り組まれています。障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても十分ではないため、県では、施策Ⅱの2(4)の取組の方向性のとおり、工賃向上に向けて各種施策を進めることとしています。個別支援計画の作成にあたっては、利用者本人に面接し、利用者や家族の意向等を記載した個別支援計画を作成しなければならないと障害福祉サービス事業所の運営基準で規定されています。事業所の職員の賃金も含めた待遇改善を図ることを目的とした処遇改善加算等の制度について、事業者への集団指導を通じた周知を行うとともに、実地指導における職員への配分状況の確認などに取り組むこととしています。	
35	32～33、105	第2章 II-2-(3) 就業機会の拡充と雇用促進	「就労移行支援事業所の内、一般就労へ移行した者」及び「就労定着」という目標について、一般就労に結びつけていくことだけが事業の目的ではなく、一般就労のためには様々な機関や県民全体の理解と連携が必要であるとともに、各事業所の一般就労に向けた努力を促すばかりの目標値と考えることもできるので、目標値を修正していただきたい。 また、「協議会等の活用による雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制」については、何を指して「確保」と評価しているのかわからない。	第4章における「成果目標」は、国の基本指針で示されている成果目標の項目及び数値に基づき、各市町と調整の上、設定しています。  (国の基本指針) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001114930.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001114930.pdf</a>	
36	32	第2章 II-2-(3) 就業機会の拡充と雇用促進	精神障害者の就職先が未だに少ない状況にあるため、その原因を分析した上で、一般就労につないでほしい。	令和4年度の広島県内の障害者の求職申込件数及び就職件数に占める精神障害者の割合は約6割となっており、その数は年々増加傾向にあります。精神障害者を雇用しない理由として「適した業務がない」「職場になじむのが難しいと思われる」等が掲げられている(厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」)ことから、県では企業向けに精神障害者の雇用促進をテーマとしたセミナーを開催し、ハローワークの精神障害者雇用サポーター等から雇用ノウハウの共有を行っており、引き続き、こうした取組などにより、就業機会の拡大及び雇用の促進を進めていきます。また、障害者の多様な就労ニーズに適切に対応するため、障害者就業・生活支援センターを中核的な拠点として、市町や広島障害者職業センター、広島労働局、障害福祉サービス事業者等の関係機関が連携して、障害者の一般就労及び職場定着に向けた支援を行っていきます。	
37	34～36	第2章 II-2-(4) 工賃向上のための取組	平均工賃について、単純平均や中央値など、算出方法によって、平均工賃月額が変わるのではないかと。 また、収益が上がらない中で、新たな利用者を受け入れると平均工賃がさがってしまう事業所もある。このような事情がある中で、さらに、多くの事業所が収益(付加価値)の高い商品を作ることが難しい場合、県として、どのような対応を考えているのか。	就労支援事業所等が工賃向上に向けて、商品開発や作業効率向上等の課題解決を相談できる、専門家アドバイザー派遣事業を行っています。また、より多くの方が参加できるようオンラインでの研修も引き続き、行ってまいります。	
38	34	第2章 II-2-(4) 工賃向上のための取組	障害のある方の所得保障について、就労継続支援B型事業所を利用する障害のある方は年金と工賃を合わせ、8万円～10万円の所得での生活を強いられているが、この金額で1人の人間が自立して生活することは困難である。 一方で、工賃をあげることに注力すると、就労継続支援事業において意図する支援が行われなくなる可能性がある。 こうした理由から、工賃向上に向けた取り組みを単なる労働強化ではなく、本人のワークライフバランスや仕事の充実につなげるとともに、生活に必要な所得については、一定の補助を行う等、生活を支える施策を検討してほしい。	工賃の向上を利用者の労働量だけでまかなうとすれば意図する支援が行われなくなる可能性はありますが、一方で就労継続支援B型の基準では、目標工賃達成指導員の配置が認められており、目標工賃達成指導員による業務の効率化や営業活動の強化による付加価値の高い製品・サービスの生産、またICTの活用等による生産性向上も見込まれます。  就労継続B型事業所では、就労、生産活動に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など、就労や生産活動につなげるための支援を行っており、利用者が事業所で働いて得る対価が工賃となります。各事業所では工賃向上計画を作成することとしており、利用者の個別支援計画などを勘案し、各利用者の工賃目標の達成に向け取り組まれています。障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても十分ではないため、県では、施策Ⅱの2(4)の取組の方向性のとおり、工賃向上に向けて各種施策を進めることとしています。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
39	38~41	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	県民だよりの手話版を作ってほしい。	視覚情報である県民だよりについては、手話という視覚情報による発信を重ねての実施はしていませんが、手話については、聴覚情報である知事記者会見において実施しているところです。	
	38~41	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	県聴覚障害者センターにおいて、オンラインでの研修参加や相談、ろうあ相談員を窓口とした対応等を実施し、県内のどこにいても、格差のないサービスを受けられるようにしてほしい。	聴覚障害者の障害特性やニーズに応じたイベント、聴覚障害者の障害特性に適した多様なコミュニケーション手段の情報を発信し、相談対応の充実を図っていきます。メールによる相談や広島県電話リレーサービスにより遠隔により相談等に対応していますが、様々な聴覚障害のニーズに応じたサービス提供を検討し、充実していきます。	
	38~41、43~44	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	入院中や介護保険サービスの利用時もタブレット等で通訳を実施する等、通訳派遣の範囲を広げてほしい。	障害者総合支援法の地域生活支援事業に基づき行っている手話通訳派遣は、手話通訳者等の派遣が困難な場合に、タブレット等を用いた遠隔による手話通訳等も可能とされており、緊急時において、市町でタブレット端末等のICT機器を用いた意思疎通支援が実施できない状況となった場合、県からタブレット端末の貸出や意思疎通支援者の派遣を行うバックアップ体制を構築しています。	
	38~41、43~44	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	遠隔通訳を実施してほしい。	市町でタブレット端末等のICT機器を用いた意思疎通支援が実施できない状況となった場合、県からタブレット端末の貸出や意思疎通支援者の派遣を行うバックアップ体制を構築しています。ICT機器を用いた意思疎通支援に係る情報提供等を行い、緊急時においても意思疎通支援の提供体制が確保できるよう、取り組んでいきます。	
40	38~41	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	地上波TVの県広報番組において、字幕だけではなく、手話通訳も導入するべきである。	TV広報については、より県民に近い視点で、質・鮮度を高めた情報を届けるため、県がテレビ枠を買い、広報番組を放映する方法から、TV局に県の情報を積極的に提供し、番組に取り上げていただくスタイルに変更しています。このため、県としては、障害のある方への配慮をTV局に依頼はしておりますが、TV局におかれて放送基準に沿って番組を制作されているところです。	
41	38	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	現状の「社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進しています」という記載を「社会参加を支援するために、現在、電話リレーサービス等、情報バリアフリー化を推進しています」に修正してほしい。	次のとおり、電話リレーサービスについて追記します。 県聴覚障害者センターでは、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープ・DVDや情報機器の貸出し、手話通訳者の養成、電話リレーサービス等を実施し、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進するとともに、電話リレーサービス等の周知を図っています。	38
42	38	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	県聴覚障害者センターにおける取組の方向性等において、電話リレーサービス及び遠隔手話通訳に触れてほしい。	電話リレーサービスについてやコミュニケーション手段について具体例等を追記します。 県聴覚障害者センターにおいては、引き続き、聴覚障害者の障害特性に応じた字幕、筆談、手話言語等、多様なコミュニケーション手段に係る情報の発信や、電話リレーサービス等の周知・相談を実施するとともに、相談事業については、一人一人のニーズに応じた対応の充実を図っていきます。併せて、聴覚障害者の交流や、ボランティア育成、意思疎通支援の提供体制の充実等を進めていきます。	40
43	38	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	県聴覚障害者センターにおける現状について、点字の蔵書数データについては記載があるが、手話・字幕付きDVDの情報がないため、次の案のとおり修正してほしい。  (変更案) 広島県聴覚障害者センターでは、聴覚障害者情報提供施設として、主にテレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオカセットテープ及びDVDの制作、閲覧や貸出及び情報機器の貸出、手話通訳者の養成等を行っており、利用者ニーズの変化に対応し、センターだよりの手話、字幕付き動画配信等、インターネットによる情報提供を行い、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進しています。 【広島県聴覚障害者センターの蔵書状況(令和5(2023)年3月31日現在)】 (単位:本) 区分 タイトル数 VHS DVD 聴覚障害者情報文化センター委託 2,556 1,388 自主制作 0 8 その他寄贈等 280 184	手話・字幕付きDVDの所蔵本数等を追記します。	38
44	39	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	「動画では字幕の対応をしています」という記載を「動画では字幕・手話を入れる対応をしています」に修正してほしい。  (同趣旨の意見1件)	SNS動画は、長くなると視聴してもらいにくくなるため、伝えたい情報・メッセージをしぼって、30~60秒程度の短尺で、わかりやすく、スピード感をもって制作しております。 このため、字幕対応に加えて、手話対応することは検討しておりません。	

# 第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
45	39、40	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	県聴覚障害者センターにおける課題に次の案を追記してほしい。  特に、ICTの進展に伴い、聴覚障害者においても、SNSを使った情報の取得等でICTの利活用等が求められる場面が増えているため、手話・字幕付き動画配信など時代に合った情報の提供を行う必要があります。	<u>ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえた情報提供・支援について追記します。</u>  県聴覚障害者センターでは、字幕や手話入り録画物の製作・貸出し等といった、聴覚に障害のある方への情報提供業務に限らず、様々な聴覚障害のニーズに応じたサービス提供が求められています。特に、ICTの進展に伴い、聴覚障害者においても、 <u>SNSを使った情報の取得等、ICTの利活用等が求められる場面が増えているため、手話・字幕付き動画配信など、ニーズの変化も踏まえた情報提供・支援を行う必要があります。</u>	39
46	40	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	県聴覚障害者センターにおける取組の方向性を次の案のとおり修正してほしい。  聴覚障害者センターでは、聴覚障害の特性に応じた字幕、筆談、手話言語等、多様なコミュニケーションの情報を発信しています。また、相談事業では、一人一人のニーズに応じた対応を行ない相談事業の充実を図ろうとしています。最近では、聴覚障害者の大きなバリアであった電話も、電話リレーサービスが広がり、聴覚障害者本人が直接電話の利用が可能な事業の充実に取り組んでいます。	<u>電話リレーサービスについてやコミュニケーション手段について具体例等を追記します。</u>  県聴覚障害者センターにおいては、引き続き、聴覚障害者の障害特性に応じた字幕、筆談、手話言語等、多様なコミュニケーション手段に係る情報の発信や、 <u>電話リレーサービス等の周知・相談を実施するとともに、相談事業については、一人一人のニーズに応じた対応の充実を図っていきます。</u> 併せて、聴覚障害者の交流や、ボランティア育成、意思疎通支援の提供体制の充実等を進めていきます。	40
47	41	第2章 II-3-(1) 情報アクセシビリティの向上	「各所属の認識を高めていきます」という記載を「各所属でその事の認識を高めていきます」に修正してほしい。	御意見のとおり趣旨で記載しています。	
48	43	第2章 II-3-(3) 意思疎通支援の充実	「市町において手話通訳者～の派遣を」という記載を「市町において手話通訳者・士～の派遣を」に修正してほしい。	地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別記1-6手話通訳者支援事業実施要領において『手話通訳者』を派遣する事業の『手話通訳者』は、「手話通訳士」と「手話通訳者」であると規定されています。このため地域生活支援事業の『手話通訳者』派遣事業の『手話通訳者』には手話通訳士が含まれています。	
49	43	第2章 II-3-(3) 意思疎通支援の充実	現状において、電話リレーサービスの取組について触れるべきである。	<u>次のとおり、「情報アクセシビリティの向上」の項目において、電話リレーサービスについて追記します。</u>  県聴覚障害者センターでは、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープ・DVDや情報機器の貸出し、手話通訳者の養成、電話リレーサービス等を実施し、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進するとともに、 <u>電話リレーサービス等の周知を図っています。</u>	38
50	44	第2章 II-3-(3) 意思疎通支援の充実	次の案を取組の方向性に追記してほしい。  聴覚障害者に対して意思疎通支援者を派遣するサービスに市町で格差があるので、格差をなくす支援体制に努めます。	<u>県内全ての地域で着実に実施できるよう、市町と連携して派遣体制の充実に取り組むことを次のとおり追記します。</u>  引き続き、ニーズに対応した支援を実施するため、人材の養成、確保及び派遣事業の円滑な実施について取り組むとともに、 <u>県内全ての地域で派遣事業が着実に実施できるよう、市町と連携した県内の派遣体制の充実を図ります。</u>	44
51	44	第2章 II-3-(3) 意思疎通支援の充実	取組の方向性に次の案を追記してほしい。  特に、需要の多い手話通訳者派遣の人材不足は緊急課題となっている。養成の充実を図ります。	<u>意思疎通支援のニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成に取り組むことを追記します。</u>  引き続き、ニーズに対応した支援を実施するため、人材の養成、確保及び派遣事業の円滑な実施について取り組むとともに、 <u>県内全ての地域で派遣事業が着実に実施できるよう、市町と連携した県内の派遣体制の充実を図ります。</u>	44
52	45	第2章 II-4-(1) パラスポーツの推進	別項目で「デフスポーツ」についても記載すべきである。	「デフスポーツ」も含め障がい者スポーツを「パラスポーツ」として記載しております。 県としては、「デフスポーツ」の普及・振興も含めたパラスポーツの推進に取り組んでまいります。 さらに、「障害のある人もない人も共に親しみ楽しめるスポーツ」という観点から、多様な主体と連携を図りながら事業を推進してまいります。	
53	49～51	第2章 III-1-(1) 保健活動の推進	ひきこもり相談支援センターのさらなる機能充実のために、支援実施数等支援の実情を明らかにするべきである。	<u>保健活動の推進についての現状として、県内3か所のひきこもり相談支援センターによる相談実績(延べ相談件数)を記載します。</u>	49
54	49～51	第2章 III-1-(1) 保健活動の推進	特定健康診断の項目第9に尿中の糖及び蛋白の有無検査があるが、これに血清クレアチニン検査を加えれば、腎臓病の早期発見、並びに、重症化予防につながるため、県において、検査項目を追加するか、厚生労働省への働きかけ等を行ってほしい。	特定健康診断における血清クレアチニン検査については、厚生労働省による「標準的な健診・保健指導プログラム」より、血圧又は血糖値に異常があり、医師が必要と認めた場合に追加健診として実施しています。 県内においては、血圧・血糖値の異常にかかわらず、対象者全員に血清クレアチニン検査を実施している市町もあります。 県といたしましては、腎臓病の早期発見のため、血清クレアチニン検査の対象者全員への実施について、各市町へ働きかけを行ってまいります。	
55	49	第2章 III-1-(1) 保健活動の推進	「ひきこもり相談支援センター」において、ひきこもりに対するアウトリーチを行い、必要な場合には精神科医療等の支援につなげてほしい。	県内3か所に開設している「ひきこもり相談支援センター」においては、対象者の状況に応じて訪問指導等も行っているところです。今後とも、市町等関係機関と連携しながら、ひきこもりに対する支援を行ってまいります。	
56	49	第2章 III-1-(1) 保健活動の推進	精神障害者にも全科の通院医療費の助成を行ってほしい。	本県においては、自立支援医療費(精神通院)とは別に、精神障害者(精神手帳1級所持者)を対象とした通院医療費助成制度を令和3年4月から実施しています。この制度は、精神科を含む全ての診療科を対象としており、各市町が実施主体として運用しております。	

# 第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
57	51～54	第2章 Ⅲ-1-(2) 専門的な医療の提供	障害によっては長期に亘り、治療を必要とするため、自立支援医療の給付や重度心身障害児・者及び精神通院医療への医療費公費負担制度を引き続き、実施してほしい。	障害のある人が安心して必要な医療を受けることができるよう、自立支援医療費の給付や各種制度等の適切かつ継続的な運用に努めてまいります。	
58	51	第2章 Ⅲ-1-(2) 専門的な医療の提供	①県立総合リハビリテーションセンターのような機関が県内に複数整備され、その機関を中心とした病院等のネットワークで障害者医療を支える体制づくりが必要ではないか。	県立総合リハビリテーションセンターを中心に、専門的な障害者医療の中核拠点としての役割を担い、広範な医療ニーズに対応してまいります。	
	51	第2章 Ⅲ-1-(2) 専門的な医療の提供	②障害児医療、医療的ケア児の支援に関して、広島県にも「こども病院」の整備・新設が望まれている。	小児医療については、妊娠の時期から成人期までを視野に入れた総合的な対応が必要であり、病院の中で関連する診療科との連携を図りながら、その充実を図っていくことが重要であると考えています。このため、本県では、県立広島病院が成育医療センターとして関係診療科が一体となり、高度で専門的な小児医療を提供する体制を整備しています。 また、新病院の基本計画において、中国地方初のER機能を併設した小児救急救命センターや、子供用の集中治療室(PICU)、児童思春期病床の整備など、小児専門病院、いわゆるこども病院と同等の機能を有し、他の医療機関では対応が困難な高度専門かつ特殊な症例に幅広く対応することを目指しております。 このほか、県立総合リハビリテーションセンターでは、引き続き高度で専門的な障害児・者の医療を提供するほか、同センター内の医療型障害児入所施設において、それぞれの障害の特性に応じた受入れを行っています。	
59	51	第2章 Ⅲ-1-(2) 専門的な医療の提供	自立支援医療費の助成について、精神科の通院にしか対応していないため、入院にも対応する等、国に働きかけて、精神障害者の経済状況を支援する制度を充実してほしい。	精神障害者に対する医療費助成については、自立支援医療(精神通院)とは別に、各都道府県において独自に医療費助成制度を実施されています。当該医療費助成制度は、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠ですが、都道府県ごとに対象者や対象となる医療が異なっているため、本県としては、国の責任において制度を設計し、実施されるよう、他の都道府県と連携し、引き続き国に要望してまいります。	
60	54	第2章 Ⅲ-1-(2) 専門的な医療の提供	「各障害保健福祉圏域において、拠点機能医療機関と他の医療機関との連携体制の構築・強化を図ります。」という記載があるが、その拠点機能医療機関に診療が集中し、連携体制を構築・強化できる医師等がいないため、障害保健福祉圏域における医療機関も含めた連携会議自体、実施できるとは思えない。現実的に達成可能な取り組みの方向性を示した方がよいのではないか。	拠点機能医療機関に診療が集中している実態があることから、長期の初診待機の緩和を図るためには、拠点機能医療機関と他の医療機関との連携体制の構築・強化が重要であると考えています。 このため、県として、医師や医療スタッフを対象とした連携強化や専門性の向上を図るための研修会の開催、地域支援体制の点検・評価の支援等に取り組んでまいります。	
			また、「初診待機期間から、発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、各支援機関が連携した地域支援体制の整備を図ります。」という記載があるが、初診待機期間にどの機関が機能を発揮できると想定しているのか。児童発達支援センターにおいて、取り組みを行っているところはあるが、現状以上に機能するところはないと考えられるため、達成できる見込みのある機関を確認した上で、表現を変えたほうが良いのではないか。	初診待機期間からの支援については、児童発達支援センター等の療育施設や市町の健診後フォロー教室等における支援に加え、保育所や幼稚園、学校等において、特性に応じた適切な支援や配慮を行っていくことを想定しています。 また、ペアレント・トレーニング等により、日常生活における保護者の適切な関わりを支援することも想定しています。 このため、県として、広島県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや研修会の開催等により、支援者の専門性の向上、地域におけるアセスメント機能や家族支援体制の強化を図ってまいります。	
61	56～57	第2章 Ⅲ-2-(1) 地域における重層的な支援体制の構築	①障害児の通所支援については、障害保健福祉圏域の範囲で整備を考えるのは、実効性に欠ける。障害のある子どもたちは、身近な地元で必要な時期に適切な支援を受けることができるようにしていく事が大切である。 地元の当事者ニーズは当該自治体が一番把握しているため、市町で整備が進むように、県として支援すべきではないか。 この度、大崎上島町で、子どもや家族の長年の願いであった放課後等デイサービスが開設されることになったと聞いているが、県として、大崎上島町をはじめ、過疎等の状況にある地域での事業が安定的に継続できるよう、各市町と関係を密に図り、必要な支援を検討してほしい。	障害児通所支援事業所の指定に当たっては、事業所の住所地のある市町から地域のニーズを踏まえた意見書を提出いただいているところであり、今後も十分に連携を図っていきたく考えています。 過疎地域等においても安定的に事業が実施できるよう、各市町と今後も連携を図ってまいります。	
			②昨年6月の児童福祉法改正により、放課後等デイサービスの対象が、専修学校に通う生徒にも拡大されたため、中学校までは、放課後等デイサービスを利用して、専修学校を進路先に選んだ子どもが、引き続き、放課後等デイサービスに通所できるようにしてほしい。 実際の運用は、各自治体に委ねられているという話を聞いているが、自治体によって差が出るのは平等性に欠けるため、県として、各市町の足並みが揃うようにしてほしい。	専修学校等に通う障害児の放課後等デイサービスの利用については、法令で市町村長の権限とされているところですが、県が一律に指導することは法令上、困難ですが、市町から照会があれば、障害児の状況を十分に勘案したうえで利用の可否を決定するようお伝えすることとしています。	
			③学校と事業所が、保護者の理解を得ながら、必要に応じて情報共有や連携を図り、支援に取り組むことが重要であるため、県として、教育と福祉の連携の充実に向けた実態の把握や課題の抽出等、実効性のある取り組みを行ってほしい。	県としても、教育と福祉の連携は重要と考え、障害者自立支援協議会等の会議の場に教育委員会の担当課も出席しており、今後も連携を図ってまいります。	

## 第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
62	61～63	第2章 Ⅲ-2-(4) 難聴児の支援体制の整備	難聴児について、県内のどこにいても、生まれたところできっと親と生活できるように、支援や教育を充実してほしい。	難聴児及びその家族へ、言語・コミュニケーション手段(音声、手話、文字による筆談等を含む。)等の選択肢を保障・尊重し、地域差なく切れ目ない支援を関係機関が連携して充実を図るよう福祉・教育・保健・医療の関係機関の協議等により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。	
63	61	第2章 Ⅲ-2-(3) 医療的ケア児支援体制の構築	医療的ケア児支援体制の構築について、ヘルパー不足が長期間続いている中で、その少ない人材に痰の吸引などの医療行為をさせることにより、精神的負担がのしかかる一方で、医療職ほどの給料はもらえないため、医療的ケアの支援を避けるヘルパーは当然出てくる。 切れ目のない支援体制を本気で考えるなら、コストのかかる訪問看護や訪問介護などの訪問系サービスの報酬を上げ、やりがいや給料が保障される職とするとともに、県が補助金を出すなどの対策を講じてほしい。	医療的ケア児の支援者の確保のため、コーディネーターや医療的ケアに対応できる看護職員等の育成研修を実施するほか、支援者に対し、医療的ケアに係る情報の提供等を行っています。 障害福祉サービス事業所の報酬については国が決定していますので、国に対して、福祉・介護職員等の資格、経験、能力と業務量に見合った適切な給与水準を確保するとともに、職員配置基準の見直しとそれに伴う職員配置が可能となるような福祉サービス報酬等を設定するなど、労働環境を改善するよう要望しているところです。	
64	62	第2章 Ⅲ-2-(4) 難聴児支援体制の整備	現状の「ことば」という記載を「音声言語・手話言語」に修正してほしい。	本文中の「ことば」という記載には、音声言語・手話言語も含まれています。	
65	62	第2章 Ⅲ-2-(4) 難聴児支援体制の整備	次の案を課題に追記してほしい。 聴覚障害児・者で中学校、高校、特別支援学校(聴覚障害)へ通う生徒達が一堂に集う場が必要です。広島地区、東広島地区、福山地区で集まっています。これらの内容を充実する施策、リーダー養成が必要です。	「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」(令和四年二月)に、家族や当事者への支援として、家族や当事者の交流する機会を設けることが示されており、御意見を今後検討の際の参考とします。	
66	63	第2章 Ⅲ-2-(4) 難聴児支援体制の整備	次の案を取組の方向性に追記してほしい。 特別支援学校(聴覚障害)へ採用または異動した教員全員へ手話言語コミュニケーション講習を推進します。	各聴覚特別支援学校では、手話の経験のない新転任者に対し、研修を実施しています。	
67	65	第2章 Ⅳ-1-(1) 訪問系サービスの確保	県のヘルパーで手話言語のできる人がほとんどおらず、ろう高齢者との意思疎通が困難となっているため、手話言語が使えるヘルパーを養成してほしい。 <b>(同趣旨の意見2件)</b>	ニーズに応じて対応を検討してまいります。	
68	65	第2章 Ⅳ-1-(1) 訪問系のサービスの確保	訪問系サービスについて、課題にあるように支援を必要としている人に必要な支援が行き届いていない。 特に、中山間地域などは、移動時間が算定されない仕組みであるため、支援に入るだけで赤字になる場合がある。赤字になるような事業に営利企業は参入しない。 また、支援の提供できる時間が決まっている等の要因により、障害のある方が事業所を選ばず、自分の意志を曲げないと生活できない状態が横行してしまう。このように、意思決定支援を大事にと言われているが、制度の不備が本人の意思決定ができない状況を作っている。 行動援護や同行援護などを実施する事業所が少ないのは、報酬単価やコスト、リスク、資格要件などを勘案し、その事業ができないと判断してやっていないからであると考え。 事業者を増やす必要があるのであれば、事業が成り立つ報酬を国に要望してほしい。	国に対して、福祉・介護職員等の資格、経験、能力と業務量に見合った適切な給与水準を確保するとともに、職員配置基準の見直しとそれに伴う職員配置が可能となるような福祉サービス報酬等を設定するなど、労働環境を改善するよう要望しているところです。	
69	65	第2章 Ⅳ-1-(1) 訪問系サービスの確保	中山間地域を中心とする日中活動を担う事業者不足について、市町任せ、事業者の手挙げ方式とせず、積極的な働きかけや採算が合う事業となるような補助制度を検討し、事業継続が困難になりがちな事業の維持を公的な責任で行う必要がある。	障害福祉サービス制度は、事業者の申請により県や市町の指定権者が指定を行うこととなっています。 県としては、研修機会の拡大を図ることなどにより、介護人材を育成するほか、市町や事業者等と連携した必要なサービス量の確保や、共生型サービスの参入促進等を通じ、事業者の確保に努めてまいります。	
70	65	第2章 Ⅳ-1-(1) 訪問系サービスの確保	「研修機会の拡大を図ることなどにより、介護人材の育成を～」という記載を「研修機会の拡大と内容の見直し(手話学習の追加)などにより、介護人材の育成を～」に修正してほしい。	手話学習の追加については、ニーズに応じて対応を検討してまいります。	
71	66	第2章 Ⅳ-1-(2) 日中活動の場の充実	施設入所等から地域生活への移行については、現行制度における社会資源を増やすことに加え、入所施設で生活をされてきた障害のある方を支えることができる体制の整備、これに伴う制度の拡充といった福祉サービスの充実を図る必要があり、国の制度では不十分な部分については、県独自の拡充が求められる。	障害福祉サービスについて、県独自の制度拡充を行うことは困難ですが、グループホームを社会福祉施設整備費補助金の優先採択とするなど、障害者が地域で生活する体制の整備に努めてまいります。 また、各市町が必要なサービスを安定的に提供するには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
72	67	第2章 IV-1-(3) 居住系のサービス基盤の準備	<p>社会福祉施設整備費補助金については国の予算確保が困難な状況からこれまで通りの補助率での交付は困難な状況で不足した資金の確保を事業者が担うことが大きな負担となっている。</p> <p>また、既存の建物の活用については公営住宅などの活用が図られている場合が多く見受けられ、こうした建物を活用する際のバリアフリーやグループホームへの転用に向けた大規模な改修費用も合わせて補助していく必要がある。</p> <p>併せて、重度障害者を受けていくグループホームについては、建物の構造からしっかりした造りの建設が前提となり、こうした建物の整備も念頭に整備する必要がある。</p>	<p>グループホームの社会施設整備補助金については、整備促進を図るため、施設整備費国庫補助金制度において必要な額を確保するとともに、補助基準額を増額するよう国に対して要望しています。</p> <p>また、グループホームとして利用するための改修工事については、施設整備補助金の対象とされています。(ただし、公営住宅は設置者の責任において改修するものであるため対象外とされています。)</p>	
73	68~71	第2章 IV-1-(4) 地域生活を支えるサービス等	<p>障害のある人の生活支援として、現行の手当・年金の支援を引き続き、実施してほしい。</p>	<p>支援の必要な障害のある人への手当等の円滑な認定や、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営の確保について、引き続き国及び県内市町と連携し、着実に実施してまいります。</p>	
		第2章 IV-1-(4) 地域生活を支えるサービス等	<p>障害者手帳のカード化やデジタル化は利便性が向上すると思われる一方で、紙の手帳の方が便利だと思う人もいますので、カードもしくは紙、どちらも選択できるようにしてほしい。</p> <p>また、紙の手帳を選択した人が不利にならないように検討してほしい。</p> <p>(同趣旨の意見1件)</p>	<p>障害者手帳のカード化及びデジタル化については、国の動向を注視しながら、県内市町と連携し、障害者手帳所持者の利便性向上につながるよう検討を進めてまいります。</p>	
74	68	第2章 IV-1-(4) 地域生活を支えるサービス等	<p>市町地域生活支援事業について、実際のところは、「地域の実情に応じた」といった状況はなく、地域の新たな福祉ニーズがあっても市町の財政事情に応じた実施となっており、本来の「地域生活支援事業」の役割を担うことができていない。</p> <p>県としても地域ごとの特性で実施されているサービスでなく、財政事情によって必要なサービスの提供が困難な地域間格差を認識されている様相があるが、地域で生活する障害者の生活は行政における財政問題とは切り離す必要があるのではないか。</p> <p>また、市町間のサービスの調整について、県が担う必要のあるケースには積極的に介入し、問題解決をしていく必要があり、そのための予算措置を講じていく必要がある。</p>	<p>市町地域生活支援事業における「地域の実情に応じた」という部分については、市町の財政状況も含めた地域が抱える課題等の実情を踏まえて地域に必要な体制を整備していくという趣旨であると捉えており、市町においてはそういった趣旨を踏まえ、相談支援体制の整備をすすめる必要があります。</p> <p>県においては、相談支援アドバイザーによる地域課題への助言等の支援を引き続き行っていくとともに、地域の実情に応じた相談支援体制の整備ができるよう、財政支援等について国に働きかけてまいります。</p>	
75	70	第2章 IV-1-(4) 地域生活を支えるサービス等	<p>市町村地域生活支援事業の促進における課題として「特に手話通訳者派遣事業を支える手話通訳者の養成が緊急課題である」と追記してほしい。</p>	<p>需要に対応した手話通訳者の養成・確保及び派遣の円滑な実施について検討し取り組んでいきます。</p>	
76	71	第2章 IV-1-(4) 地域生活を支えるサービス等	<p>市町村地域生活支援事業の促進における取組の方向性として「手話通訳者の養成は時間がかかる。若い人材の養成を集中的に計画的に努めるため、大学での手話通訳養成コースも検討課題にする」と追記してほしい。</p>	<p>御意見を今後検討の際の参考にします。</p>	
77	72	第2章 IV-2-(1) 質の確保	<p>就労継続支援A型事業所の一部においては、報酬によって賄われた運営費を利用者の賃金に流用されるといった、障害のある方が事業者を利用されている実態があり、真にサービス提供が必要な障害者が事業者を選別され、利用できないことが問題となっている。</p> <p>こうした利潤追求の福祉事業が後をたたないため、県として、新たな基準を明確にし、必要以上の利益を追従する事業者や経営に無理が生じている事業者等の指導や援助を行う必要がある。</p>	<p>障害福祉サービスは、法令により認可を行うものであり、その人員・施設・運営基準は法令の定めに従い都道府県条例・規則で規定されており、これらを逸脱した基準を設定したり、逸脱した指導を行うことはできません。</p> <p>ただし、過去に発生した就労継続支援A型事業所の経営破たんを受け、指定に際しては、令和元年度に設置した就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の意見を聴取するなど、就労継続支援A型事業所の健全な運営が図られるよう取り組んでいるところです。</p> <p>県としては、今後も障害福祉サービス事業者が指定基準や報酬基準を遵守し、適切な事業運営を行うよう指導してまいります。</p>	
78	74	第2章 IV-2-(2) 人材の育成・確保	<p>賃金の引き上げを行わなければ、人材の補充ができない状態は既に始まっている。</p>	<p>本文において、集団指導を通じた事業者への福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の周知を行うとともに、実地指導における職員への配分状況の確認などに取り組むことを記載しています。(P76)</p>	
79	74	第2章 IV-2-(2) 人材の育成・確保	<p>将来に希望が持てる職場環境の充実と収入の底上げ、メンタルヘルスケアに取り組んでほしい。</p> <p>また、各種研修会への参加人数が外部評価に活かされるしくみ作りを行ってほしい。</p> <p>次に、子育て、介護、病気療養等でフルタイム勤務が困難な場合のフレキシブルな時間的配慮の義務化、ブランクがある人が安心して働けるようなスキルトレーニングとその間の収入保障等の制度作りを行ってほしい。</p>	<p>処遇改善加算等の制度では、賃金向上のための加算取得の要件として、キャリアパス要件や職場環境要件などが定められており、事業者がこれらの労働環境の改善努力を行うことで賃金向上を図ることができる制度となっています。</p> <p>県としては、事業者への集団指導を通じた事業者への福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の周知を図るなど、処遇改善加算制度の定着に努めてまいります。</p>	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
80	74	第2章 IV-2-(2) 人材の育成・確保	人材育成を行うための人の離職が福祉現場で最も切実な課題となっており、特に、責任や業務に見合わない低賃金が大きな要因となっているが、県や市町が行う取り組みの方向性に処遇改善の方策が示されていない。 国が行うべき施策といった意味合いがあるのだと推測されるが、人手不足が危険水域まで達している状況では、処遇改善に取り組む役割に行政機関や所管といったことにこだわっている状況ではない。	「人材の育成・確保」の項目(P74~76)において記載していますので、ご確認ください。 なお、集団指導を通じた事業者への福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の周知を行うとともに、実地指導における職員への配分状況の確認などに取り組むこととしています。	
81	77	第2章 IV-3-(1) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築	「複合的な課題や制度の狭間の問題の解決に当たっては、地域での見守り合いや支え合いを進めるための地域づくり、生きづらさを感じている人へのアウトリーチ、地域と専門職、専門職間の分野横断的な連携を密にする必要があります。」という記載について、「専門職間の分野横断的な連携及び問題が大きくなる前に予想される必要に応じた情報の共有を密に～」という記載に変更してはどうか。	複合的な課題や制度の狭間の問題に対応する包括的な支援体制は、潜在化する課題や深刻化に至るリスクへの予防等を含めて対応がなされる仕組みづくりを目指すものと認識していますので、御意見くださった内容も含めて市町支援等を進めてまいります。	
82	77	第2章 IV-3-(1) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築	地域で支えていくためのこれまでの仕組みの機能が低下していることは事実である。 地域の支え合いに委ねられる障害のある方の生活については、「共助」を前提にするのではなく、「公助」を前提とし、「共助」がそれ補う仕組みを検討していく必要がある。	障害のある方が安心して生活を送れるよう「公助」の充実を図ることは必要ですが、現状を鑑みて「共助」を補完的な役割・機能として位置付けるのではなく、共に充実させていく必要があると認識しています。 制度や分野を超えた「つながり」による専門的セーフティネットと、日常生活の中での身近な「つながり」によるインフォーマルな予防的セーフティネットが、地域で交わり・重なり合うことで、潜在化している課題の早期発見や深刻化を招きかねないリスクへの予防も含めて、様々な課題を抱えている人を漏らさず受け止め、本人の自律を支えながらライフステージの変化に応じた切れ目のない柔軟な支援につながると考えられます。	
83	77~78	第2章 IV-3-(2) 身近な地域における相談	相談支援事業について、「市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。」と示されているが、相談支援事業所が不足し、相談先に困っている当事者や家族も多いため、その実態に触れるとともに、相談支援員の不足、セルフプラン率の高さ等の現状についても記載してほしい。 また、現状として、「アドバイザー派遣による助言や市町協議会事務局連絡会議の開催」が行なわれているように示しているが、あまり活用できていないように感じるため、これまで以上の実施をお願いしたい。	IV-2(2)「人材の育成・確保」において、相談支援従事者の人材が不足していることに触れており、相談支援従事者を計画的に育成し、相談業務の量的拡大を行うことによりセルフプラン率の改善を図ることとしております。 また、アドバイザー派遣については、これまでも市町に対して制度の周知をしていますが、「制度を知らなかった」等の意見もあったことから、更なる制度の周知を図ってまいります。	
84	77	第2章 IV-3-(2) 身近な地域における相談	精神障害者家族は、広島市内各区の家族会で相談活動を行っている。この会は精神障害者や家族が、差別と偏見の多い地域の中で、疲れ切ったどり着く最後の砦のようなものであり、「家族による家族学習会」も毎年実施している。多くの支援者・精神障害者家族にこれらの取組を周知いただきたい。	家族会の相談活動等を含む地域の相談窓口が多くの方に知られるよう、市町等と連携して周知に努めてまいります。	
85	77	第2章 IV-3-(2) 身近な地域における相談	障害のある方の相談ニーズに対し、相談支援事業所が不足し、事業所におけるセルフプランが恒常化している。 また、基幹相談支援センターにおいては、困難事例が集中しているが、次の支援に繋ぐための連携も困難な状況となっている。 こうした状況から、採算性が取りにくい報酬体系を補助する仕組みを県や市町で検討し、相談支援事業所を拡充することで、地域全体で受け止める相談支援体制の整備を行う必要がある。	市町の相談支援体制の充実、とりわけ基幹相談支援センターの整備については、現時点で10市町17箇所において、整備が完了しているところですが、県としては基幹相談支援センターの整備促進・機能充実のため、引き続き市町への支援に取り組んでまいります。 また、相談支援に係る報酬体系については、採算性がとれる報酬体系の設計がされるよう、国に働きかけてまいります。	
86	78	第2章 IV-3-(2) 身近な地域における相談	一般就労等を行っていて、障害福祉サービスを利用していない人の中には、何か困りごとが起きたときにどこに相談に行けばよいか困っている人が少なからずいるため、このような方の相談機関について、当事者や企業等への周知が必要ではないか。	一般就労時の相談は、障害者就業・生活支援センター(県内8か所)や障害者職業センター等でお受けしています。それらの機関の周知について、障害者に対しては、ハローワークでの求職・就職時にお知らせするとともに、上記センター、労働局及び県等のホームページにも掲載しています。企業に対しては、障害者雇用セミナーや冊子、県ホームページ等を通じて更なる周知を行います。	
87	80	第2章 IV-3-(3) 専門的・広域的な相談支援	課題に「市町の制度の充実や、行政改革で、現在のろうあ者専門相談員の設置場所での業務の目的が果たせない。設置場所の再検討をし、制度の有効利用を図るために、当事者団体の意見を聞きながら進める。」と追記してほしい。	今後の検討の参考とします。	
88	81	第2章 IV-3-(3) 専門的・広域的な相談支援	ろうあ者専門相談における取組の方向性に次の案を追記してほしい。 ろうあ者相談員は県内6機関に配置され、その相談件数でゼロの機関がある、空席の機関がある等、広島県の平成の大合併以降、相談件数がアンバランスになっています。これらを整理して統廃合を検討します。	今後の検討の参考とします。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
89	82~83	第2章 IV-4-(1) 福祉施設等から地域生活への移行支援	地域生活支援拠点等について、自立支援協議会が機能していない地域においては、将来に不安を感じている家族が多いため、県において、アドバイザー派遣を実施するだけでなく、市町へ助言・指導することも検討してほしい。 また、地域間格差について、「各地域のニーズやサービス提供体制に違いがある」という記載があるが、サービス提供体制が整っていない地域においても、地域生活支援拠点等の整備は可能であるため、この記載では不十分である。	御指摘の部分については、サービス提供体制が整っていないために整備ができないということを許容する意図の記載ではなく、地域生活支援拠点等の整備については地域の実情に応じて整備することとされていることを踏まえ、各地域のニーズやサービス提供体制に違いがあることは課題であり、その課題への対応として地域の実情を踏まえた整備を市町が進めることができるよう、アドバイザーの助言等により支援する旨記載しています。 なお、地域生活支援拠点等の整備は市町が主体の事業となりますので、整備に向けた助言は可能ですが、指導を行うのは困難であると考えます。	
90	82~83	第2章 IV-4-(1) 福祉施設等から地域生活への移行支援	障害者が賃貸契約を締結する際に、保証人を必要とする場合があるが、適当な保証人がいないときでも、安心して利用できる保証会社もしくは保証団体を周知してほしい。	広島県では、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の方に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や、入居後の見守りなどの生活支援を行う団体を、居住支援法人として指定しています。 団体ごとに活動区域や業務内容は異なりますが、保証人がいない方の相談にも対応しています。 上記については、県ホームページでの情報提供やパンフレットの作成等により周知しており、引き続き、普及啓発に努めてまいります。	
91	82	第2章 IV-4-(1) 福祉施設等から地域生活への移行支援	地域生活支援拠点について、緊急時の受け入れは短期入所が不足していることで起きている。介護保険では、家族の緊急時に翌日から短期入所を利用できるようになっているが、障害の短期入所は、毎月1日に予約をしなければ確保ができないくらい足りない状況となっている。 体験の場についても、短期入所が体験として使えないくらい空きがないことや、グループホームの体験利用が一生で50日しか使えないという縛りを作っているため、使いづらくなっている。 このように、これまでの制度の不備を解決せずに、地域生活支援拠点を整備しても、課題の先延ばしにしかかかっていないため、制度の不備の改善を国に要望しますという記載を入れてほしい。	短期入所についても、高齢者と障害者の双方を受け入れることができる共生型サービスの制度があるため、限られた福祉人材を有効に活用することが可能である共生型サービスについて、日中活動サービスと同様に参入促進を図ります。 また、国に対しては、障害福祉サービス制度について様々な要望を行っています。	
92	82	第2章 IV-4-(1) 福祉施設等から地域生活への移行支援	施設で安心して暮らしていた人たちが、再び、地域へ出ることを希望しているかどうかの意思確認が必要である。地域移行の目標を設定する前に、地域移行への希望者数を把握するべきである。	成果目標として設定している「福祉施設の地域生活への移行者数」は、国の定める基本指針に基づき設定を行っているものです。 御意見のとおり、地域移行については、本人の希望を最優先に検討していく必要があるため、市町と連携し、ニーズの把握等に努めてまいります。	
93	82	第2章 IV-4-(1) 福祉施設等から地域生活への移行支援	①地域生活支援拠点等の整備について、地域に余力のない状況で新たに負担が生じることとなり、積極的な取り組みの展開は困難であるため、県と市町が共同し、予算措置等の措置を講じる必要がある。	地域生活支援拠点等の整備については、地域の実情に応じて整備をすすめることとされており、財政的な負担を含めた課題を踏まえ、取組を検討する必要があります。 県においては、相談支援アドバイザーによりそういった地域課題への助言等の支援を引き続き行っていくとともに、地域の実情に応じた相談支援体制の整備ができるよう、財政支援等について国にも働きかけてまいります。	
			②福祉施設からの地域移行について、県内の入所施設の待機者の実情を考慮し、国追従の地域移行の方針決定ではなく、自治体として、現状の実態と乖離した福祉計画の方向性を訂正し、少なくとも地域移行の数値目標は設定しないほしい。 必要な入所施設は建設し、グループホームでの生活では受け止めることが困難な方が、生活の場に移行できず、家族に支えられている状況を改善することをまずは目指すべきである。	成果目標として設定している「福祉施設の地域生活への移行者数」は、国の定める基本指針に基づき項目の設定を行っていますが、目標値については各市町の実情に応じて設定しております。 地域移行については、障害者やその家族等のニーズを最優先とした検討を行うとともに、グループホームの参入促進等を行い、障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備を行ってまいります。	
94	83	第2章 IV-4-(2) 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援	ピアサポーターの育成と活躍の場の提供について、当事者が一番当事者のことをよく理解できると思うが、広島市における育成が進んでいないのは、何が問題となっているのか。当事者が核となった、地域における安心・安全な暮らしを支える福祉サービス等を構築してほしい。	県においては、令和3年度より県内全市町を対象とした障害者ピアサポート研修を実施しているところですが、県内でより一層ピアサポート活動が普及していくよう、今後も引き続きピアサポーターの養成を行ってまいります。	
95	84~86	第2章 IV-4-(3) 更生支援の推進	触法障害者の社会復帰に関して、特に境界知能域の方に着目しているため、課題において、長期的な視点での生活支援やゆるやかに寄り添う相談支援体制の不足を記載し、取り組みの方向性において、市町における支援体制整備について触れてほしい。	矯正施設退所者等のうち、高齢や障がいにより福祉的支援を必要とする等の理由によって地域生活定着支援センターが帰住先を調整した人については、地域生活に移行した後も、地域に定着するための継続的な支援(フォローアップ業務)が行われています。 また、現行の記載では、犯罪・非行をした人の社会復帰を支援する際は、背景にある様々な生きづらさを解消していくことが大切であるという問題意識から、国、県、市町及び民間の関係機関と連携し、それらの複合的な問題に対処できる体制を構築していくこととします。 「市町における長期的な視点での生活支援やゆるやかに寄り添う相談支援体制」の構築は、その具体策の一つだと考えられ、当該連携体制の構築は境界知能の問題も含んでおりますので、記載としては現行のとおりとさせていただきます。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
96	87	第2章 V-1-(1) 福祉のまちづくりの 推進	①財政面から少しずつしか進んでいかないハード面でのバリアフリーだけではなく、災害時の避難にも触れつつ、共助について啓蒙する一文を入れてはどうか。	「福祉のまちづくりの推進」の項目においては、主にハード面における整備について記載していますが、災害時の避難に関する「災害対策の強化」において記載しています。 また、共助については、あいサポート運動等を通じて県民の皆様に啓発を行っているところです。 いただいた御意見のとおり、ハード面における整備のみではなく、こうした様々な施策を通じて、福祉のまちづくりを推進していきます。	71
			②「思いやり駐車スペース」の取り組みについて、対象でない人の利用についても、本文において記載することが、福祉のまちづくりの推進につながると考える。	<u>御意見を踏まえて、思いやり駐車場について、以下のとおり修正(追記)します。</u>  思いやり駐車場を必要とする方々が、安心して利用できる環境を整備するため、民間事業者等への思いやり駐車場の確保に向けた働きかけや、市町や民間事業者等との連携、制度利用の適正化に向けた情報発信等により、思いやり駐車場制度の周知を図ります。	
97	87	第2章 V-1-(1) 福祉のまちづくりの 推進	福祉のまちづくりの推進については、バリアフリー法や条例の内容を遵守し、県が指導・監督することは勿論のこと、一定の規模の公共性の高い建物の建設に際しては、バリアフリーの観点から障害当事者の意見を聞く場面を設け、実用性の高い施設づくりを目指すべきである。	「バリアフリー法」や「広島県福祉のまちづくり条例」の趣旨に鑑み、利用者の利用しやすい施設をつくることは重要であると考えておりますので、必要に応じて、御意見を伺いながら対応してまいります。	
98	88	第2章 V-1-(2) 公共施設等のバリア フリー化の推進	都市公園について、成人や、成長し、体が大きくなった障害児では利用が困難なおむつ交換台(子ども用)のみの設置しかされていないトイレが多く存在し、当事者や家族・支援者は困っている。本来ならユニバーサルシートの設置が必要であり、加えて、トイレの設置がわかるピクトグラムを掲示するなどの配慮が求められている。 こうした公共施設のバリアフリー化の推進のためにも、当事者や支援者の意見を傾聴することが求められる。	所管する都市公園については改修工事にあわせて整備を検討していますが、大人用のおむつ交換台を含め、ユニバーサル対応の設備設置には一定のスペースが必要なため、施設によっては設置困難な場合があります。設置可能な場合には施設の再整備の際に設置できるよう、敷地の特性を踏まえて、引き続き検討してまいります。 また、新規設置の際には、園内の案内表示やパンフレットにピクトグラム等でわかりやすく表示します。引き続き、安心して利用しやすい公園となるよう整備等してまいります。	
99	89	第2章 V-1-(3) 公共交通機関等の バリアフリー化の推 進	身体障害者用の駐車場のない駅があり、不便を感じている実態があるため、身体障害者用の駐車場の整備について記載してほしい。	合理的配慮の実施に係る周知と併せ、障害者のための国際シンボルマークや広島県思いやり駐車場利用証等の取組を紹介し、普及啓発を実施してまいります。	
100	89	第2章 V-1-(3) 公共交通機関等の バリアフリー化の推 進	JRでは全国的に駅の無人化が進められているが、障害当事者が利用するに当たっての大きな不安要素となり、バリアフリーの前進とは逆行している。 県として、障害者への合理的配慮に抵触する内容の事業推進については、厳しい姿勢で臨む必要がある。	近年JR線において、駅の体制変更に伴う無人化が進められていることは承知しており、本県が主宰している県内沿線自治体からJR西日本への意見要望等の場においても、駅施設のバリアフリー化を含め、障害のある方が安全安心に駅を利用いただけるよう重点要望としているところです。 引き続き、可能な限り有人駅を維持していくこと、及び無人駅においても、移動の連続性、容易性を確保した利用しやすい環境づくりに努めるようJRへ働きかけてまいります。	
101	91~94	第2章 V-2-(1) 災害対策の強化	①災害時に避難所等からの通院支援を行ってほしい。県境に住んでいる場合は、他県への通院支援も行って欲しい。	被災状況によっては、障害サービスの提供体制が整っていない場合も考えられますが、他県及び関係市町と連携し、可能な限り通院支援を継続できるよう努めます。	
			②アレルギー等、食事に気をつける必要がある方もいるので、避難所においても成分を調整した食品の備蓄を行ってほしい。	県では、大規模広域災害に備えた災害応急救助物資の備蓄等について、基本的な方向性等を定めた「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」に基づき、要配慮者や食物アレルギー患者等だけでなく、食の禁忌・忌避にも配慮した食料の備蓄に努めています。	
102	91	第2章 V-2-(1) 災害対策の強化	避難行動要支援者名簿の作成について、支援が必要かどうかの調査が、障害者手帳の等級によって機械的に振り分けられている現状があると聞く。災害時の避難が、自力でできるかどうかは、手帳等で判断することはできず、まずは全ての手帳所持者に、避難行動に支援が必要かどうかの聞き取り等の調査を行うことが必要である。 制度そのものを一人も取り残すことがないものにすべきである。	避難行動要支援者の範囲は、各市町で定義されるものですが、個別避難計画の作成に当たっては、ご本人の心身の状況や家族(同居等)の状況、住居所在地の災害危険度等を勘案した上で、必要な協力を得ながら作成することが必要であると認識しており、各市町へ提供しているガイドラインにもその趣旨を示しているところです。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
103	91	第2章 V-2-(1) 災害対策の強化	①個別避難計画については、その作成が進んでいないため、まずは、一人ひとりの命を守るために、どのような仕組みづくりをすれば作成率が改善するのかを検討する必要がある。	個別避難計画の課題としては、次のとおり認識しています。 (P92) 実効性の高い個別避難計画の作成を進めていくには、市町において、防災・福祉・まちづくりなどの関係分野の「庁内連携」、及び地域住民や専門職と協働する「庁外連携」の仕組みや推進体制を構築するとともに、災害危険度が高い地域や独居等の生活実態を踏まえて優先すべき対象者から作成を進めるなど、計画的に進めていく必要があります。 また、要配慮者及び避難支援者の双方が、個別避難計画の必要性等の理解を共有し、生活実態に詳しい福祉専門職等の協力を得ながら、地域ぐるみで避難する意識と行動を広げていく必要があります。 このため、次のとおり取組を推進します。(P93) 市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含めた避難訓練等の取組に対して、県作成ガイドラインによる助言や先行事例の共有等により支援を行います。 また、避難支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援します。 福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備・開設にあたって必要なポイント等をまとめたガイドラインを作成するなどにより、市町が進める避難者の特性等に応じた受入環境・体制づくりを促進します。	
			②2024年に発生した能登半島地震では、多くの福祉避難所で障害のある方に対応する福祉従事者の不足が問題になった。 現地の福祉従事者は被災者で、それぞれの事情があるなかで働き続けることは困難である。 今回は、こうした課題への対応に全国の福祉従事者が応援に入る体制をつくり対応したが、福祉避難所の指定や整備は進めつつ、実際の災害発生時を想定した対策を平時に検討しておく必要がある。	県内の市町の被災時に加え、県内全域が被災した場合や県外で災害が発生した場合に備えるため、平時より公衆衛生活動体制を定め、防災に関する普及啓発や訓練・研修等を実施しています。 併せて、災害発生時に障害のある方の健康相談や栄養管理、各支援者・団体等の調整が行えるように関係団体と協定を結び、災害発生時にも障害のある方を必要な支援につなぐ体制を確保しているところです。 引き続き、大規模災害の発生時等を想定した体制を整備してまいります。	
104	91	第2章 V-2-(1) 災害対策の強化	障害児者における災害対策について、仮設住宅で生活し始めた後に新たな福祉サービスと結びつける支援を行うなど、避難生活から先の状況にも触れた文章を記載してほしい。	災害時における障害児者の支援、特に必要な障害福祉サービスを適切に提供することについては、市町基幹相談支援事業所を含めた相談支援事業所の役割が大きいものと考えます。 特に、避難前から相談支援事業所や障害福祉サービスを利用していた障害児者については、住環境の変化や通所可能な地域を考慮したうえで、新たなサービスの利用を検討していくためには、市町や相談支援事業所の協力が不可欠です。 このため、県では、被災障害児者を迅速かつ適切に福祉サービスに行うため、障害者団体と協定を締結し、DWAT等の支援体制を構築しており、地域防災計画などに位置付けています。	
105	91、92	第2章 V-2-(1) 災害対策の強化	今回の能登半島地震を踏まえた県としての新たな見解や今後検討することについて、周知してほしい。	引き続き、能登半島地震における対応を含め、災害対応に係る情報を周知してまいります。	
		第2章 V-2-(1) 災害対策の強化	能登半島地震の状況を見ると、BCPを策定しても、事業再開ができていない事業所があるので、このような場合の事業所支援策について、どのように考えているかを示してほしい。	BCP(事業継続計画)とは、企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。 BCPを策定していても、大災害で事業の再開が困難になることは当然に想定され、その場合には「災害対策基本法」等の関係法令に基づく災害復旧事業など、国レベルでの支援が行われるものと考えています。	
106	92	第2章 V-2-(1) 災害対策の強化	緊急時情報提供体制の課題における「聴覚障害者が災害発生時に避難所等で生活する際の情報保障として、手話通訳者の派遣や～」という記載を「避難所等での生活する際の情報保障として、視覚情報の掲示や手話でのコミュニケーションが出来る住民ボランティアの養成と、手話通訳者の派遣や～」に修正してほしい。	視覚情報の掲示について追記します。 住民ボランティアの養成については、今後検討の際の参考とします。	92
107	92、94	第2章 V-2-(1) 災害対策の強化	情報保障のための取組として、要約筆記者や盲ろう者向け通訳介助員の派遣も含まれるので、「手話通訳者」ではなく「手話通訳者等」という記載に修正してほしい。	御意見のとおり修正します。	92
108	94	第2章 V-2-(2) 振興感染症等への備え	新型コロナウイルス感染症蔓延時に、障害のある方が、支援者のいない状況での入院が行えず、その方が普段生活している施設で医療的な措置を受けることとなり、医療と福祉の連携が大きな課題となっていると認識した。 こうした事業所内のみでは解決が困難な社会的な構造上の問題については、法整備も踏まえ、行政が議論を重ねて課題解決の道筋を作っていくことが必要である。	新興感染症発生・まん延時における障害児者に対する医療提供体制については、保健医療計画及び感染症予防計画において、特に配慮が必要な患者として記載しており、病床や施設内療養体制の確保について取り組んでまいります。	

# 第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
109	97~98	第2章 V-3-(3) 手話のできる警察職員の育成	①警察職員に限らず、全ての県職員を対象に手話の教育を行ってほしい。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県職員対応要領により、職員に対し研修等により、障害の特性や多様性を理解させ、障害者に適切に対応するよう、意識の啓発を図ります。	
		第2章 V-3-(3) 手話のできる警察職員の育成	②介護現場の職員の育成課程にも手話の素養を学ぶ機会を設けてほしい。	ニーズに応じて対応を検討してまいります。	
		第2章 V-3-(3) 手話のできる警察職員の育成	③耳の聞こえない人でも、119番や海難フラッグ、防災アプリ等、緊急時の対応に関する情報が得られるようにしてほしい。	Net119緊急通報システム(通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防へり通報をおこなえるシステム)、津波フラッグ(海水浴場等で津波警報を「赤と白の格子の旗」を用いて聴覚障害者等に伝達する)、日本財団電話リレーサービス(24時間365日聴覚障害者と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を 通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービス)等について情報提供を行っています。	
110	97~98	第2章 V-3-(3) 手話のできる警察職員の育成	コミュニケーションボードは、聴覚障害者に対してだけでなく、知的、発達障害者にも有効であるため、項目名を「手話のできる」から「コミュニケーション支援のできる」に変更してもよいのではないか。	御意見を踏まえて、次のとおり、修正・追記します。 ・項目名を「手話のできる警察職員の育成」から「コミュニケーション支援のできる警察職員の育成」に修正 ・コミュニケーション支援ボードの活用に関して、聴覚障害者のみを対象とするような記載となっていたため、聴覚障害者のほかに「コミュニケーション支援の必要がある方」を追記	12、97~98
111	100	第2章 V-5 福祉用具等の研究・開発の推進と普及	視覚障害者が使用する福祉用具について、補助対象となる項目が市町によって異なり、使いたい福祉用具を身近に持つことができないため、不公平である。県内どこにいても同じ内容の補助が受けられるようにしてほしい。	日常生活用具の給付については、利用者の障害の程度に応じ、必要性を考慮しながら、市町が支給決定しています。できる限り、市町間で差異が生じないよう、引き続き、市町間の情報共有の機会を設け、対応してまいります。	
112	100	第2章 V-5 福祉用具等の研究・開発の推進と普及	発達障害者には聴覚過敏のある人が多く、公共交通機関の利用が難しかったり、職場の騒音に耐えられないという話をよく耳にするため、より地域や職場へ参加しやすくなるよう、ノイズキャンセリングについても補助対象とするようにしてほしい。	日常生活用具の給付については、利用者の障害の程度に応じ、必要性を考慮しながら、市町において支給決定が行われます。ノイズキャンセリング等の対象項目追加につきましても、引き続き、様々な機会を通じて、必要な制度の拡充等を国に対して要望してまいります。	
113	116~117	その他	福祉サービスの見込量について、今後の伸び率などにより推定した数字であると思われるが、特別支援学校の卒業生数や中途障害の発生状況、成人期以降に開始した障害福祉サービス利用率なども考慮して設定してほしい。 また、計画の中で重点的に行う事業については、期待値も含めて目標値を増やし、抑えるべきところは抑えていく等、計画に定める内容に応じた目標値の設定が必要ではないか。	障害福祉サービス等の見込量は、各市町がそれぞれの地域資源等の実情に応じて設定した数値を積み上げて算出したものであり、各市町が策定する障害福祉計画・障害児福祉計画に定める活動指標等と連動しています。 活動指標の設定に当たっては、引き続き、各市町との連携を図ってまいります。	
114	118	その他	地域生活支援拠点等の設置箇所の目標値を考えると、検証及び検討の実施回数の目標値が低すぎるのではないか。	地域生活支援拠点等の設置主体は市町であり、「設置箇所数」、「検証及び検討の実施回数」は、各市町がそれぞれの地域における資源等の実情に応じて設定した数値を積み上げて算出したものです。 また、地域生活支援拠点等の検証等は、必ずしも拠点ごとに行う必要はなく、市町の検証等の実施方法に応じた数値の積み上げを行っています。	
115	118	その他	発達障害者支援センターによる相談支援については、ニーズは今後高まっていくと予測されるため、人員の増員も視野に、目標値を増やすことを検討してほしい。	広島県発達障害者支援センターでは、発達障害のある方やその家族からの相談を受けて支援を行っていますが、本活動指標については、令和2年度をピークに減少から横ばいで推移しており、令和5年度においても令和4年度と同程度の水準が見込まれる状況であることを踏まえて設定しています。 また、人員体制に関しては、当事者や家族への相談支援のほか、市町等の一次支援機関への支援、地域住民への普及啓発業務等のニーズや、国及び他都道府県の動向等を注視し、必要な検討に努めてまいります。	
116	119	その他	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数及び個別事例の支援内容の検証の実施回数については、基幹相談支援センターとして精力的に取り組むべきことであるため、目標値を増やしてほしい。	基幹相談支援センターの「連携強化の取組の実施回数」及び「個別事例の支援内容の検証の実施回数」は、各市町がそれぞれの地域における資源等の実情に応じて設定した数値を積み上げて算出したものです。 基幹相談支援センターの設置については、市町と連携して進めてまいります。	
117	119	その他	全般的に目標値が低く設定されているため、目標値を増やしてほしい。	専門部会の実施回数については、各市町がそれぞれの規模や検討すべき内容等、地域の実情に応じて設定した数値を積み上げて算出したものです。 回数のみでその質を測れるものではないため、会議等を通じ、専門部会の開催状況等を確認してまいります。	
118	164、165	その他	障害特性に応じた配慮や窓口受付や災害時等の各場面における対応を具体的に記述したガイドライン等を県において定めた上で、県職員に対する理解促進研修・啓発事業は令和6年度以降毎年度実施し、市町職員に対する理解促進研修・啓発事業は令和7年度までに全市町において実施すべきである。	障害特性に応じた配慮等については、県及び市町において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領等を作成し、障害特性に応じた対応を行うよう、職員に対して理解促進をすすめているところです(P18)。 また、災害時における対応については、現在市町ですすめている個別避難計画の策定において、県で作成した「個別避難計画に関する理解と作成のためのガイドライン」を作成し、障害特性に応じた配慮ができるように理解促進を行っており、引き続き啓発を行ってまいります(P93)。	

第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
119	164	その他	市町地域生活支援事業の表中に手話通訳者・要約筆記者派遣事業の項目があるが、手話通訳者派遣数と要約筆記者派遣数はわけるべきである。	市町地域生活支援事業の各種数値については、各市町の策定する障害福祉計画において設定する項目及び数値と連動しています。 今後、手話通訳者派遣数及び要約筆記者派遣数を分けて記載することも検討していきます。	
120	165	その他	手話通訳派遣事業の利用件数について、令和4年度は298件となっているが、令和6～8年度は229件と下がっているため、理由を教えてください。	過去の4年間の実績の平均から令和6年度以降の利用件数を見込んでいます。	
121	165	その他	県地域生活支援事業の活動指標について、全面的に減少しているか維持のものが多いため、その根拠を教えてください。手話通訳の需要が増えている中で、手話通訳者が不足しており、緊急の課題となっているという現状認識が足りないのではないか。	過去の4年間の実績の平均から見込んでいます。需要に対応した意思疎通支援者の養成・確保及び派遣の円滑な実施について検討し取り組んでいきます。	
122	168、174	その他	障害者権利条約については、2022年8月に日本審査があり、9月には総括所見が出され、他の国と比較し、多くの懸念や勧告が出されているので、その辺りも触れるべきである。	総括所見の採択・公表の経緯及びその内容について追記します。	170、171
123	173	その他	居宅介護には身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助があるが、記載されている内容が身体介護と家事援助のみとなっているので、病院への付き添いや公的手続きへの同行についても触れるべきである。	御意見のあった居宅介護のサービスの内容については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)」に定める基本方針を参考に記載しており、病院への付き添いや公的手続きへの同行については、「その他生活全般にわたる援助」に含まれています。	
124	191	その他	障害に関するマークで主要なものが記載されているが、これらのマークの具体的な使用例を写真等で示してはどうか。	該当ページでは、どういった場面やどういった場所で表示されるものかについても、説明欄に記載(駐車場、自動車、公共施設、店舗など。)させていただいております。実用例の写真等については、県ホームページでも一部掲載しておりますが、引き続き県ホームページ等を活用して普及啓発を図ってまいります。	
125	全頁	その他	「障害者」ではなく、「障がい者」という表現にした方がよいのではないかと。	本計画においては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)や障害者基本法等の法律を踏まえ、「障害者」という表記を採用しております。 なお、国は、令和3年3月12日文化審議会国語文化会において、「障害」の表記に関して検討するという見解を示しており、こうした国の動向を注視してまいります。	
126	-	その他	人材不足により、利用したいときにサービス利用ができなかったり、事業所内の支援が行き届かなかったりしている。	人材不足は、障害者施策において、重大な課題であると認識しておりますので、障害福祉サービス事業所等における処遇改善等、本計画に定める施策を通じ、人材の確保に努めてまいります。 なお、特定の事業所内の支援に係る御意見につきましては、事業所や市町の相談窓口へご相談ください。	
127	-	その他	車いすでも利用しやすい歩道や交通機関が増えてほしい。	福祉のまちづくり条例に基づき、障害のある方を含む全ての方が自由に行動できるような環境づくりの普及啓発に努めてまいります。	
	-	その他	物価高騰により、物の購入等が難しくなっている。	物価高騰の問題は、広島県の障害者施策で解決できるものではなく、国の経済政策として国全体で検討すべき重大な問題であると認識しております。	
128	1	その他[わかりやすい版]	漢字が多く、法律の話がよくわからないという意見があったため、法律の位置付けは省くか最後に記載してはどうか。	本計画は、法律に基づいて策定しており、本計画を説明するに当たって、「法律の位置付け」は記載が必要な項目となります。また、各項目の並びについては、全体版と合わせたものとしています。	
129	2	その他[わかりやすい版]	めざす姿の「専門的な治療」はわかりにくいいため、「病気の予防」に修正してはどうか。「早く見つける身体の検査」は何を見つかる検査かわからない。	病気の予防と専門的な治療どちらも記載する必要があると認識しています。 「早く見つける身体の検査」の記載については、よりわかりやすい表現となるように、次のとおり修正します。  【めざす姿】 障害の原因となる病気を防いだり、早く見つけたりする検査を受けることができ、専門的な治療を自分が住んでいる地域で安心して受けられるようになっています。	[わかりやすい版] 2、6
130	2	その他[わかりやすい版]	目指す姿は理想の姿であるため、それを達成するための事業計画やその裏付けとなる事業・予算等が必要である。 特に、前計画の実績や到達度具合等を分析した上で設計した事業計画は必須である。	現行の「第4次広島県障害者プラン」及び「第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画」については、両計画において定めた目標や施策の進捗状況を毎年評価することとしており、その結果をHP上で公表しています。 本計画の策定においても、両計画の令和4年度における実施状況を評価した上で、各施策の内容の決定や目標値の設定を行っています。 なお、本計画の計画期間は6年間となっている一方で、県の予算は原則年度ごとに編成することとなっているので、現時点で明確な予算規模をお示しすることはできませんが、本計画において記載のある施策については、6年後を見据えた内容として整理しています。	

## 第5次広島県障害者プラン(素案)のパブリックコメントにおける意見と対応方針

番号	頁	章・項目等	意見概要	対応方針 (下線部分については、計画素案の記述を修正)	修正する頁
131	3	その他[わかりやすい版]	障がいのある人はグラフで意味をよみとることがむずかしい様子だったので、イラストやたとえ話で説明してはどうか。	安心していると感じている方を増やしていくことがイメージとして伝わるように、イラストを追加します。	[わかりやすい版] 3
132	4	その他[わかりやすい版]	「障害者の権利を守る」とは、社会を構成する全ての人達が、お互いに理解し、認め合う理想的な社会のことであるが、障害者とそれ以外の人では、身体に生理的な違いがあり、この事実を認め合った上でこの社会を実現するには、厳しい現実があるため、裏付けとなる相応の施策の実施が必須である。	この計画に位置付ける様々な取組を総合的・計画的に推進していくことが「社会を構成する全ての人達が、お互いに理解し、認め合う理想的な社会」の実現につながると認識しています。	
133	4	その他[わかりやすい版]	学校の授業等で手話に触れることで、手話に関心を持ち、聴覚障害者への理解が広まっていくのではないかと。どこにいても簡単な手話で話せるようになれば良いと思う。	県教育委員会では、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、児童生徒が障害等について理解を深める教育活動に取り組むことが重要であると考えております。 また、音楽科の授業において、手話を使って歌を表現したり、総合的な学習の時間において、特別支援学校と交流し、一人一人がお互いの違いを認め、人とつながっていく力など育ててまいります。 県教育委員会といたしましては、今後も、あらゆる機会を捉えて、障害への理解を深める取組が進むよう、取り組んでまいります。	
134	5	その他[わかりやすい版]	社会に参加し、自分らしく生きるための学習の場や施策の充実等は、障害者への支援が極めて大切となるが、自ら前向きに努力し、社会の一員として、充実した生きがいを追及するには、この「自助努力」が不可欠な心構えではないか。	御意見のとおり、障害者支援において、共助や公助の考え方は基本となりますが、障害者自身が自助の考え方を持つことも不可欠であると認識しています。 本計画においては、「自立と社会参加の促進」の分野において、教育を始め、雇用、就労、情報取得、スポーツ・文化芸術活動への参加等、障害者が自立し、社会参加を行っていくための施策を推進することとしています。	
135	5	その他[わかりやすい版]	障害者の所得については、年金や手当、作業所の工賃を合わせても一般の人の水準には届かないのが現状である。社会参加を進めるためには、所得の保障が必要である。	就労継続支援B型事業所における工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても十分ではないため、県では、施策Ⅱの2(4)の取組の方向性のとおり、工賃向上に向けて各種施策を進めることとしています。	
136	7	その他[わかりやすい版]	盲ろう者にとって通訳介助者は地域での生活に不可欠なものであるが、現状は利用できる時間に上限があったり、人数が少なかつたりして、依頼しても断られる事があるため、通訳介助者が増えるように養成を進め、盲ろう者の生活環境を良くしてほしい。	需要に対応した意思疎通支援者の養成・確保及び派遣の円滑な実施について検討し取り組んでいきます。	
137	7	その他[わかりやすい版]	不動産屋から断られる等、様々な理由で地域で障害者が一人暮らしをしたいと思ってもなかなか住居を借りることができない現状がある。障害者本人が望む生活が出来るように住居の問題を考えてほしい。	広島県では、障害者の方等が民間賃貸住宅へ円滑入居できるような環境を目指し、市町、居住支援法人、不動産関係団体等と共に取組を行っています。 その上で、障害者の方等が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者(協力店)や、居住の支援を行う団体(支援団体)の登録、居住支援法人の指定及び情報提供を実施しており、これらの取組について県ホームページでの情報提供やパンフレットの作成等により周知を実施しています。 引き続き、障害者の方本人が望む生活ができるよう、市町等と連携しながら、取り組んでまいります。	
138	8	その他[わかりやすい版]	県の実施する養成研修等について、耳の聞こえない人でもオンラインで受講できるようにしてほしい。	オンラインによるメリットとデメリットを考慮し、各養成研修の内容に照らして検討していきます。 障害者から手話通訳等の情報保障を行うよう意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときに、県は合理的配慮の提供として手話通訳等の情報保障を行う義務があります。	
139	-	その他[わかりやすい版]	案の段階でわかりやすい版を示してもらえるのは助かるが、文字よりも映像の方が理解しやすい方もいるので、わかりやすい版の動画版を作してほしい。	本計画については、わかりやすい版のほか、デジ版を作成する予定です。 引き続き、本計画へのアクセシビリティが向上するよう、内容や表現を工夫してまいります。	